データ整備・更新要件の深度化検討について

3 Dデジタルマップのビジネス関係図の精緻化の検討

ビジネス関係図

都市の3Dデジタルマップを多様な主体が整備・更新する。

情報収集・整備/更新の観点だけではなく、庁内を含む様々な主体での利用を想定する

行政内利用

(所管部局)

契約



契約

(データ取得者)

委託

関係部局

政策立案・分析等の事務

公共施設の維持・管理事業

法定図書の整備・更新

サービス利用者

データ作成/加工者

官民連携DPF

利用者への許諾の範囲

実データの提供(ダウンロード)、閲覧制限な どの提供方法や利用方法を想定した許諾範囲の 設定が必要

3Dデジタルマップの知的財産権・二次著作物 のライセンス

プロダクトの知的財産権、収集情報のライセン ス、加丁して牛成した二次著作物のライセンス の設定が必要

契約形態(買取・利用)

収集後の行政内利用や様々なサービスに利用可 能なライセンスの設定(利用権契約による二次 的著作物の作成や、第三者提供等の可否等の条 件) が必要

費用・更新頻度・契約期間の設定が必要

契約形態(委託・利用)

整備・更新に必要な素材(点群データ・写真 等)の収集のための契約形態の設定が必要 費用・更新頻度・契約期間の設定が必要

製品仕様

取得地物・品質(精度)・形式の設定が必要

データのライセンス

庁内利用の定義 (範囲) やライセンスの 範囲内であることの確認が必要(市町 村・他の府県への利用の場合のライセン スの設定)

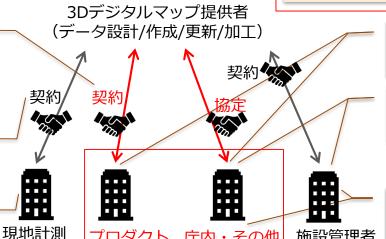
法定図書への活用

法定図書に活用可能とす るための品質や手続き、 運用ルールの確認が必要

オープン化ルール

施設管理者

CC-BYを前提とし、どこまでを公開するか・制限をかけるか検討が必 要(柔軟にライセンスを組み合わせていける形(デュアルライセン ス) も視野に入れる)



庁内・その他

行政機関

プロダクト

販売者

製品仕様

対象地物・品質(精度)・形式が3 Dデジタルマッ プの製品仕様と整合するか確認が必要

契約形態

提供・公開のためのルールや、提供するためのイン センティブの確保

提供・公開可能な情報

セキュリティ等を考慮した、提供・公開可能な範囲 (定義) の設定が必要

協定形態

利用目的・利用方法等の取決め・協定の締結が必要

データ仕様

法的

運用

3Dデジタルマップのビジネス関係図の精緻化の検討

想定される素材データ提供関係者と(提供素材)

素材データ提供 関係者	想定される素材提供者	想定される素材提供者の例 (提供素材例)	素材データに対する権利 (著作権・使用権・2次利用)
現地計測(データ 取得者)委託	3Dデジタルマップ提供者 から委託する委託先事業 者	・測量業者 (航空写真、航空レーザ、MMS点群ほか)・(株) ミッドマップ東京 (DSM・経年変化箇所情報等・都市計画基本 図 ほか)	• 3Dデジタルマップ提供者が著作権 (所有権)を有する
プロダクト販売者	プロダクトに対する利用 権(使用権)を販売する 事業者	 (株) NTTデータ (高精細地形データ・ビルティング3Dデータ) (株) ゼンリン (3D都市モデルデータ・広域3次元モデルデータ) (株) キャドセンター (REAL 3DMAP) ライカジオシステムズ(株) (オルソ画像・LiDAR点群・3D都市モデル) VEXCEL DATA PROGRAM (DSM・True Ortho画像・Oblique画像) 	3Dデジタルマップ提供者には、素材データに対する使用権(利用権)のみが許諾され、著作権(所有権)は、素材データ提供者が有する。
庁内・その他行政 機関	・庁内・国機関・市町村その他行 政機関	 ・都市整備局(土地利用現況調査) ・主税局 (撮影成果・家屋経年異動判読情報) ・国土交通省都市局(PLATEAU) ・国機関・市町村その他行政機関 (道路台帳図・航空写真・航空レーザー・ MMS点群 ほか) 	・3Dデジタルマップ提供者が作成した二次的著作物の取扱いについては制限を伴う (二次的著作物の利用や第三者への提供については、素材データ提供者への許諾や契約が必要)
施設管理者	•民間事業者	・施設所有者(BIMデータ・CIMデータ)・インフラ事業者(地下施設)	

使用する計測機器と整備対象となる3Dデジタルマップ



狭域・細かい

3D都市モデルの作成方法

東京都デジタルツイン3Dビューア(β版)は、建物LOD1、LOD2(テクスチャなし、低解像テクスチャ、オリジナル解像度テクスチャ)を公開

